

東京外国語大学学部・大学院学生委員会規程

平成16年 3月18日
規則 第 8 号

改正 平成21年 3月31日規則第90号 平成24年 3月27日規則第82号
平成27年 3月24日規則第62号

(設置)

第1条 東京外国語大学学部教授会通則規程（平成24年規則第112号）第6条第1項及び国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究所教授会規程第8条第1項に基づき、言語文化学部、国際社会学部（以下「学部」という。）及び大学院総合国際学研究所（以下「研究科」という。）に、学部・大学院学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（学長の指名する副学長）
- (2) 大学院総合国際学研究所長の指名する副研究科長1名
- (3) 各学部長の指名する学部長補佐各1名
- (4) 大学院総合国際学研究所教授会から選出された者2名
- (5) 各学部教授会から選出された者各2名
- (6) 保健管理センター運営委員会から選出された者1名

(任期)

第3条 前条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、毎年各半数が交替し、引き続き再任しないものとする。

2 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、学部及び研究科の学生に係る次の事項を審議する。

- (1) 厚生、保健その他個人生活の援助に関する事項
- (2) 授業外の諸活動の援助、調整などに関する事項
- (3) 賞罰に関する事項
- (4) その他厚生補導に関する事項

(会議)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、第2条第4号及び第5号の委員の中から選出する。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第4条第3号の審議事項については、3分の2以上が出席するものとする。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、学生課において処理する。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に委員である者は、この規程により選出されたものとみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 東京外国語大学学生委員会規程（昭和44年11月19日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に委員である者は、この規程により選出された者とみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日において現に委員であり、平成28年3月31日までの任期を有する者にあつては、改正後の東京外国語大学学部・大学院学生委員会規程第2条の規定により選出されたものとみなし、その任期は、東京外国語大学学部・大学院学生委員会規程第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。